

長洲町職員の給与・定員管理等の公表について

このことにつき、下記のとおり広告する。

平成18年12月 1日

長洲町長 橋本孝明

1) 人件費の状況（一般会計決算）

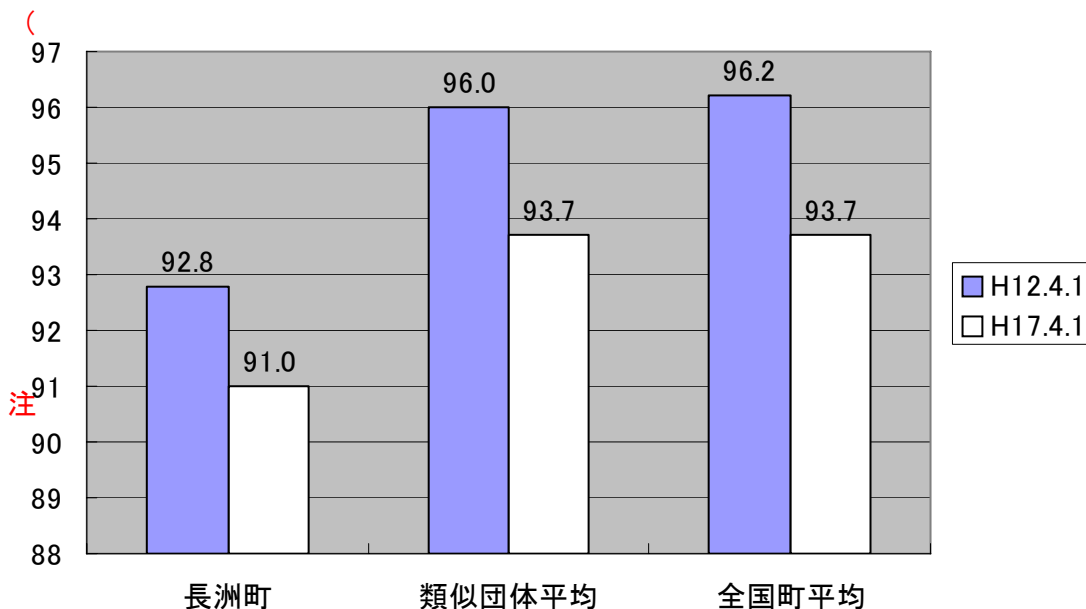
区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	人 17,597	千円 5,570,679	千円 36,969	千円 1,350,211	% 24.24	% 19.93

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 138	千円 512,946	千円 36,974	千円 201,013	千円 750,933	千円 5,442

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 平成18年度の指数は全国の数値が示され次第掲載します。

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長洲町	40.8歳	301,657円	320,739円
			316,786円
国	40.3歳	329,728円	382,092円
類似団体	42.3歳	328,351円	372,102円
			355,941円

- (注) 1 国及び類似団体の数値は平成17年4月1日の数値であり、全国の数値が示され次第掲載します。  
 2 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(5) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区分	長洲町		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職 (高卒程度試験採用)	大学卒	159,700円	176,800円	159,700円	176,800円
	高校卒	138,400円	148,000円	138,400円	148,000円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（18年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	252,600円	292,700円	359,500円
	高校卒	228,600円	276,400円	314,600円

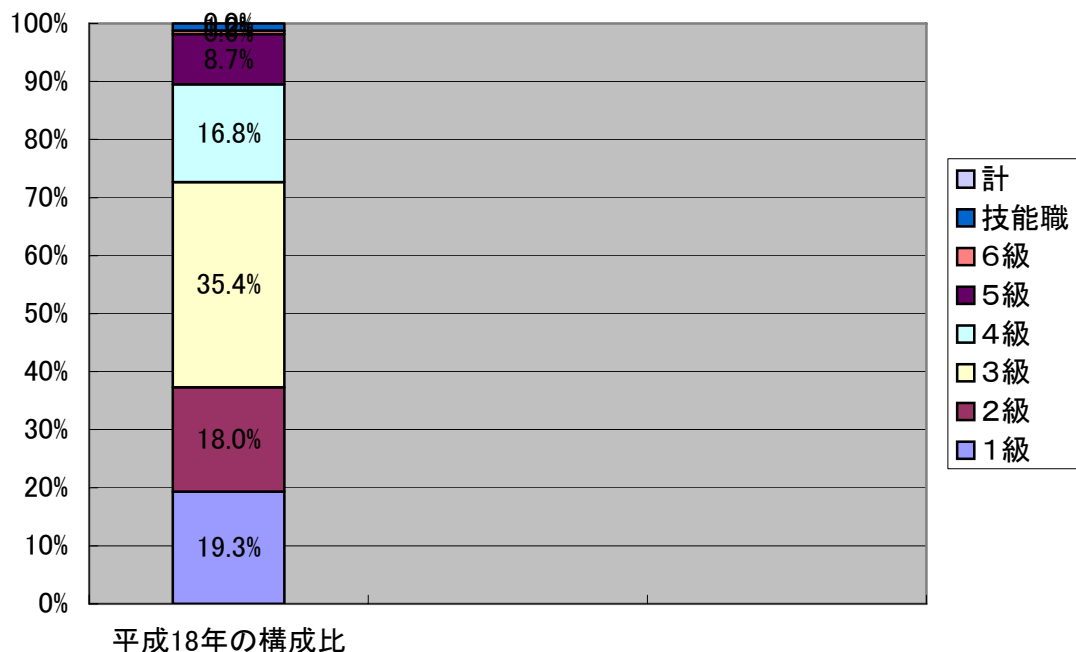
(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

職務級	職務分類	職員数	構成比 %
技能職	技能労務職	2	1.2
1	主事の職務	31	19.3
2	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	29	18.0
3	主幹、係長、参事、主査の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	57	34.5

4	審議員、課長補佐の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	27	16.8
5	課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	14	8.7
6	総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	1	0.6
合計		161	100%

- (注) 1 長洲町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給期間短縮の状況

区 分		一般行政職	備 考
18年度	職 員 数 (A)	112	給与実態調査による一般行政職員数(税務、保健婦、保育、水道企業、技能職含まず)
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	36	
	比 率 (B) / (A)	29.9%	
17年度	職 員 数 (A)	117	
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	35	
	比 率 (B) / (A)	29.9%	

(注) 職員数は、一般行政職に属する職員数である。

(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長洲町（水道事業会計除く）	国
1人当たり平均支給額（17年度） 1,453 千円	—
(17年度支給割合) 期末手当 6月期 1.4月分 12月期 1.6月分 計 3.0月分 勤勉手当 0.7月分 0.75月分 1.45月分	(17年度支給割合) 期末手当 6月期 1.4月分 12月期 1.6月分 計 3.0月分 勤勉手当 0.7月分 0.75月分 1.45月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

② 退職手当（18年4月1日現在）

長洲町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算処置 定年前早期退職 特例処置 (2%~20%加算) 退職時特別昇給 勤奨退職者のみ1号俸	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算処置 定年前早期退職 特例処置 (2%~20%加算)

③ 調整手当（該当ありません）

④ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）	528千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	48,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）	6.7%		
手当の種類（手当数）	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課職員	課税、徴収及び資産評価	月額4,000円
伝染病防疫作業手当	従事した職員	伝染病患者の救護等	1日3,000円
行旅病死入処置手当	従事した職員	行旅病人の救護等	1件3,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	6,998千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	43千円
支給実績（16年度決算）	5,983千円
職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	35千円

⑥その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (17年度決算)	支給職員一人あたり平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500円 配偶者以外の2人まで 6,000円 3人目から1人につき 5,000円 満16歳～満22歳までの子 1人につき5,000円加算	同じ	千円 16,738	千円 212
住居手当	新築又は購入した場合 5年間は2,500円 家賃23,000円以下 家賃の月額から12,000円 を控除した額 23,000円を超える家賃 23,000円を控除した額の 二分の一（控除した額の二 分の一が16,000円超える ときは、16,000円）を 11,000円に加算した額	同じ	千円 7,187	千円 200
通勤手当	2キロ以上 5キロ未満 2,000円 5キロ以上 10キロ未満 4,100円 10キロ以上 15キロ未満 6,500円 15キロ以上 20キロ未満 8,900円 20キロ以上 25キロ未満 11,300円 25キロ以上 30キロ未満 13,700円	同じ	千円 2,897	千円 28
管理職手当	給料の9%～7%		5,896千円	421千円

⑦特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区分	給料	月額	等
給料	町長	750,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 860,000円 / 507,600円
	助役	550,000円	690,000円 / 487,000円
	収入役	(廃止)	641,200円 / 468,000円
報酬	議長	323,000円	395,000円 / 231,000円
	副議長	267,000円	325,000円 / 183,000円
	議員	243,000円	300,000円 / 168,000円
期	町長 助役	(17年度支給割合) 3.0月分	

末 手 当	議 長 副議長 議 員	(17年度支給割合) 3.0月分
退 職 手 当	町 長 助 役	(算定方式) (支給時期) 熊本県市町村退職手当組合 任期满了時(退職時) の規程による

※ 上記の金額は現在の厳しい財政状況を考慮して、町長、助役（収入役は廃止）については、10%、議会議員については、3.1%削減後の金額です。

(10) 定員の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 18 年	平成 17 年		
一 般 行 政	議会	3	3	0	事務量の見直及び事務の電算化
	総務	37	39	△2	
	税務	10	11	△1	
	農水	10	10	0	
	商工	2	2	0	事務量の見直し
	土木	7	7	0	
	民生	38	39	△1	
	衛生	10	10	0	
	小 計	117	121	△4	[参考：類似団体の職員数 130 ]
教 育		21	21	0	[参考：類似団体の職員数 37 ] (含む教育長)
公 営 企 業 等	水道	8	7	1	事務量の見直し
	下水道	7	7	0	
	その他	9	9	0	
		小 計	24	23	1
合 計		162	175	△3	(含む教育長)

(11) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況等

平成 17 年度において行財政改革の更なる推進により、財政状況の改善を図るために退職者の2分の1の採用を基本とした定員適正化計画の見直しを行い、職員数の減少により住民サービスに支障を来たさぬよう、次の事柄を基本として事務改善を図っていきます。

- 事務事業の民間委託の推進を図るなど、事業の執行方法を見直す。
- 事務の執行方法の見直しを継続的に行い、業務の効率化を図る。
- 事務の電算化の促進により、事務の簡素化を図る。

定員適正化計画及び年次別実績の概要

区 分		16年	17年	18年	19年	20年	21年	17年～	22年	23年	24年	25年	26年	
		計画 前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	21年計	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
一般行政	減員		△ 13	△ 5 【△7】	△ 2	△ 2	△ 5	△ 27	△ 3	△ 9	△ 3	△ 7	△ 4	
	増員		5	3	0	0	3	11	2	7	2	5	2	
	差引		△ 8	△ 2 【△4】	△ 2	△ 2	△ 2	△ 16	△ 1	△ 2	△ 1	△ 2	△ 2	
	職員数	129	121	119 【117】	117	115	113	113	112	110	109	107	105	
特別行政 (教育関係)	減員		△ 1					△ 1						
	増員							0						
	差引		△ 1	0	0	0	0	△ 1	0	0	0	0	0	
	職員数	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
公営企業等	国保 0.9	減員						0				△ 1		
		増員						0						
		差引		0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1	0
		職員数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
	介護 0.72	減員							0					
		増員							0					
		差引		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		職員数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	下水 1.08	減員						△ 1	△ 1					
		増員		1					1					
		差引		1	0	0	0	△ 1	0	0	0	0	0	0
		職員数	6	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
	水道 1.44	減員		△ 1					△ 1		△ 1			
		増員			【1】				0					
		差引		△ 1	0 【1】	0	0	0	△ 1	0	△ 1	0	0	0
		職員数	8	7	7 【8】	7	7	7	7	7	6	6	6	6
計	減員		△ 15	△ 5 【△7】	△ 2	△ 2	△ 6	△ 30	△ 3	△ 10	△ 3	△ 8	△ 4	
	増員		6	3 【4】	0	0	3	12	2	7	2	5	2	
	差引		△ 9	△ 2 【△3】	△ 2	△ 2	△ 3	△ 18	△ 1	△ 3	△ 1	△ 3	△ 2	
	職員数	173	164	162 【161】	160	158	155	155	154	151	150	147	145	

【 】内の数値は計画値と相違の場合の実績値。